

関係事業者の皆様

化学兵器禁止法に基づく指定物質等の令和2年(1月～12月)製造等・使用実績
数量及び輸出入実績数量に関する届出期限等のお知らせ

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)第25条、第26条、第27条、第28条及び第29条に基づき、指定物質の製造、抽出、精製(副生を含む。以下「製造等」という。)、使用又は輸出入、並びに有機化学物質(識別可能な有機化学物質)及び特定有機化学物質(有機化学物質のうち、りん、硫黄、ふっ素を含むもの)を製造した事業者については、暦年(1月～12月)における実績数量を経済産業大臣に届け出ることとされており、今年の実績数量についてはその提出期限が**令和3年2月28日(日)**までとなっておりますので、以下を参照してできるだけ早めにご提出願います。

なお、この届出を行った事業所のうち、申告書類を添付した事業所については、将来、その申告内容が正しいか国際機関(化学兵器禁止機関:OPCW)による立入検査を受ける可能性があります。この国際検査については、経済産業省化学兵器禁止関連施策(国際検査関係)のホームページに準備や対応方法を掲載していますのでご参照ください。(下段参照)

【届出の対象となる事項】

＜提出先:事業所の所在地を管轄する経済産業局＞

- 令和2年(2020年)の第一種指定物質の製造等及び／又は使用の実績数量
- 令和2年(2020年)の第二種指定物質の製造実績数量
- 令和2年(2020年)の有機化学物質及び特定有機化学物質の製造実績数量

＜提出先:経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室＞

- 令和2年(2020年)の第一種／第二種指定物質の輸出及び／又は輸入の実績数量

【届出様式、添付すべき書類及び届出方法】

届出様式及び添付すべき書類は、別添【参考】4. のとおりです。届出様式(**令和2年12月に更新**)は、経済産業省化学兵器禁止関連施策(届出・申告関係)のホームページ¹(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。ダウンロードしてご使用ください(下段参照)。また、ホームページには各様式の記載例も載せていますのでご参照ください。

ご提出は郵送、持参のいずれかの方法でお願いいたします。

注) 今回の届出から、各種届出書原本への代表者印の捺印が不要になります。

(ただし、当分の間、代表者印入りの届出書も受領いたします。)

¹届出関係：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

(参考)国際検査関係：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/sasatsu.html

【届出にあたっての注意事項】

○対象となる化学物質

届出の対象となる指定物質等及びそのしきい値は法令により定められています。(別添の【参考】1. ～3. 又はホームページを御参照ください)

○国際検査で修正するよう指摘された場合

過去の国際検査において、申告内容を修正するよう指摘された場合は、その内容を反映してご提出ください。

○施設・設備位置の図面、製造工程の説明書面等

第一種・第二種指定物質の製造等・使用に係る届出には、事業所内の製造(等)施設の位置を示す図面、施設における製造(等)設備その他の設備の位置を示す図面、製造(等)工程を説明した書面、製造能力の計算方法(第一種指定物質のみ)の添付が必要です(化学兵器禁止法施行規則第17条第2項、第18条第3項及び第20条第2項)。添付にあたっては、令和3年予定数量届出時と状況に違いがないかをご確認いただき、状況が同じ場合は同じものを、異なる場合は、令和2年実績に対応したものを添付してください。

○令和2年予定数量届出と異なる場合

当方の確認作業を円滑に進めるため、令和元年秋にご提出いただいた令和2年予定数量届出と異なる事項(上記に加え、事業所名称・プラント名称・住所(申告書類を併せてご提出いただいている場合は、英語表記のみの変更も含みます)、対象プラント数、活動内容、対象物質、各種コード、生産実績数量区分等)がある場合は、**当該変更点についてのメモ**(様式は問いません)を併せてご提出願います。

○その他の注意事項

例年、申告書類に、事業所名、住所、プラント数、製品グループコードの誤りが散見されます。提出前に改めてご確認願います。また、届出の際には、ご担当者の連絡先としてメールアドレスもご連絡願います。

＜よくある間違いの例＞

- ・ 事業所・プラントの名称の公的文書等との不整合(特に英語名称)
(ISO 認証書、公的文書、過去に国際検査を受けた場合はその際の報告書と照合してください。)
- ・ プラント数の更新(プラントの新設、廃止などがあった場合は反映させてください。)
- ・ 製品グループコードの誤記
(製品グループコードは、上記ホームページ5. (6)の製品分類コードをご参照ください。)
- ・ 申告様式の不足(必要様式については、別添【参考】4. をご参照ください。)
- ・ 届出書類の不足(製造等施設の位置、製造等設備の位置、製造工程の説明、届出者が法人の代表者でない場合の委任状(代表者印不要)、第一種指定物質を製造する場合の製造能力計算法など。各届出に必要な書類は、ホームページ内の「届出参考資料集」をご参照ください。)

ご不明の点につきましては、上記ホームページの「届出参考資料集」等をご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

【指定物質を製造等・使用される皆様へ】

- 次年度に東京2020オリンピックが開催されることに鑑み、大規模イベント等が開催される際に行う協力依頼事項(化学物質の適切な管理)について、従業員にご周知願います。
- 具体的には、在庫確認等の管理体制の徹底、他者に譲渡し等を行う際のチェックの強化、盗難・紛失時の警察及び経済産業省 化学兵器・麻薬原料等規制対策室への連絡の徹底、行事の警備・警戒に当たる警察による巡回への対応等です。
- また、時期が来れば、改めて依頼文書を発出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○製造等／使用実績届出書類の提出先(書類記入等に係るお問合せ先)

北海道経済産業局 地域経済部製造・情報産業課

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

TEL:011-709-1784(直通) FAX:011-707-5324 E-mail: hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

東北経済産業局 地域経済部製造産業課

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

TEL:022-221-4903(直通) FAX:022-265-2349 E-mail: thk-cw@meti.go.jp

関東経済産業局 産業部製造産業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL:048-600-0312(直通) FAX:048-601-1287 E-mail: kanto-kahei@meti.go.jp

中部経済産業局 産業部製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL:052-951-2724(直通) FAX:052-951-0977 E-mail: chb-kahei-madoguchi@meti.go.jp

近畿経済産業局 産業部製造産業課

〒540-8535 大阪府大阪市中区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

TEL:06-6966-6022(直通) FAX:06-6966-6082 E-mail: kin-seizou@meti.go.jp

中国経済産業局 地域経済部製造・情報産業課

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

TEL:082-224-5630(直通) FAX:082-224-5765 E-mail: monozukuri@meti.go.jp

四国経済産業局 地域経済部製造産業・情報政策課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館

TEL:087-811-8520(直通) FAX:087-811-8555 E-mail: shikoku-kahei@meti.go.jp

九州経済産業局 地域経済部製造産業課

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館

TEL:092-482-5445(直通) FAX:092-482-5538 E-mail: kyushu-kahei@meti.go.jp

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL:098-866-1730(直通) FAX:098-860-1375 E-mail: keisan-tikei001@meti.go.jp

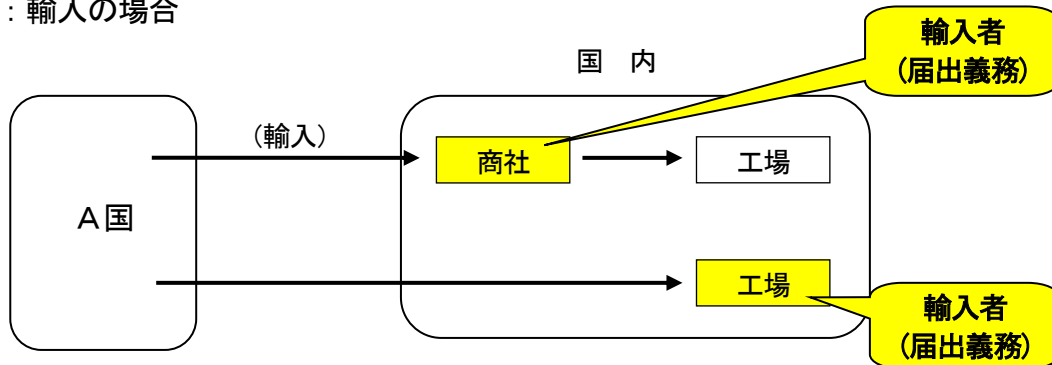
■輸出入

○届出義務を有する者

通関ベースで前暦年（１月～１２月）に指定物質を輸出又は輸入した者に届出義務があります。

例えば、商社を介して輸出／輸入した工場は当該届出義務の対象者ではなく、その輸出／輸入に直接関わった商社に届出義務があります。また、工場が商社を介さず直接輸出者／輸入者として輸出／輸入した場合は、その工場に届出義務があります。

例：輸入の場合



○輸出入総量の不一致解消

化学兵器禁止機関では、化学兵器の不拡散を徹底するため、毎年我が国を含む各国からの申告に基づいて輸出国と輸入国の数量比較チェックを行い、一致しない場合は各国にその解消のための努力を求めています。近年では、主に以下の指定物質について、輸出入総量の不一致に係る照会がほぼ毎年来ています。数量の不一致は年末年始を挟んで通関がなされた貨物の存在により生じることもありますが、純分換算の方法を含め、届出の漏れや誤りがないようご注意ください。

- ・ トリエタノールアミン（CAS 番号：102-71-6）
- ・ メチルジエタノールアミン（CAS 番号：105-59-9）
- ・ (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル) メチルメチルホスホネート（CAS 番号：41203-81-0）とビス (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスホナリン-5-イル) メチルホスホネート（CAS 番号：42595-45-9）の混合物（CAS 番号：170836-68-7） ※混合物での届出になります。詳しくは、ホームページ中のお知らせ欄の「過去のお知らせ」をご参照ください。

○参考資料の添付

届出内容の確認及び上記の不一致解消作業を迅速に行うことができるよう、可能であれば、別紙「届出内訳一覧表」又は、個々の貨物の輸出入（通関）の日付、相手国、数量、濃度が分かる既存資料のコピーを併せて添付いただけますと幸いです。

（別紙様式はホームページからダウンロードいただけます）

○輸出入実績届出書類の提出先（書類記入等に係るお問合せ先）・化学兵器禁止法全般についてのお問合せ先

経済産業省 製造産業局化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3580-0937(直通) FAX: 03-3580-7319

E-mail: kahei-madoguchi@meti.go.jp

【参 考】

1. 化学兵器禁止法における指定物質

	毒 性 物 質	原 料 物 質
第一種指定物質	(一) $\text{O} \cdot \text{O}'$—ジエチル=S—[二—(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート (別名アミトン) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (二) —・—・三・三・三—ペンタフルオロ—二—(トリフルオロメチル)——プロペン (別名PFI B) (三) 三—キヌクリジニル=ベンジラート (別名BZ)	(一) 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ 一の項の第三欄(一)から(四)まで及び第四欄に掲げる物質 ロ O—エチル=S—フェニル=エチル ホスホノチオロチオナート (別名ホノホス) (二) $\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) (三) ジアルキル=$\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及び$\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) (四) 三塩化ヒ素 (五) 二・二—ジフェニル—二—ヒドロキシ酢酸 (六) キヌクリジン—三—オール (七) $\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルアミノエチル—二—クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類 (八) $\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルアミノエタン—二—オール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る、$\text{N} \cdot \text{N}$—ジメチルアミノエタノール及び$\text{N} \cdot \text{N}$—ジエチルアミノエタノールを除く。) 及びそのプロトン化塩類 (九) $\text{N} \cdot \text{N}$—ジアルキルアミノエタン—二—チオール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類 (一〇) ビス (二—ヒドロキシエチル) スルフィド (別名チオジグリコール) (一一) 三・三—ジメチルブタン—二—オール (別名ピナコリルアルコール)
第二種指定物質	(一) 二塩化カルボニル (別名ホスゲン) (二) 塩化シアン (三) シアン化水素 (四) トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	(一) 塩化ホスホリル (二) 三塩化リン (三) 五塩化リン (四) 亜リン酸トリメチル (五) 亜リン酸トリエチル (六) 亜リン酸ジメチル (七) 亜リン酸ジエチル (八) 一塩化硫黄 (九) 二塩化硫黄 (一〇) 塩化チオニル (一一) エチルジエタノールアミン (一二) メチルジエタノールアミン (一三) トリエタノールアミン

2. 化学兵器禁止法における有機化学物質及び特定有機化学物質

【有機化学物質】

- (一) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二八類及び第二九類に該当する物品(単一の構造式を有する炭素化合物に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。)
- (二) 関税定率法別表第三二・〇四項に該当する物品(単一の構造式を有する炭素化合物に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。)
- (三) エチルアルコール
- (四) メタン
- (五) プロパン
- (六) 尿素

【特定有機化学物質】

上記(一)及び(二)の有機化学物質であって、りん原子、硫黄原子又はふっ素原子を含むもの。

3. 届出の要件

製造等・使用については、①令和2年(2020年)(暦年)における物質ごとの製造等・使用の実績数量が事業所全体として以下の届出しきい値を超えた場合及び②令和2年(2020年)(暦年)における予定数量について届出を行っていた場合に届出が必要となります。濃度しきい値欄に「なし」とある場合、数値に関わらず届出が必要となります。副生物も届出の対象になりますのでご注意ください。

輸出入については、法人単位で、以下の届出しきい値を超える濃度のものを輸出入した場合に届出が必要になります(数量しきい値がないため少量でも届出が必要です)。

				届出しきい値	
				数量しきい値	濃度しきい値(重量換算)
第一種指定物質	製造等／使用	毒性物質	BZ	1kg	製造等:なし 使 用: 10kg 超:1% 1kg<BZ≤10kg:10%
			BZ 以外	100kg	製造等:なし 使 用: 1t超:1% 100kg<BZ 以外≤1t:10%
		原料物質		1t	製造等:なし 使 用:30%
		輸出入		なし	毒性物質:1% 原料物質:30%
	第二種指定物質	製 造		30t	なし
輸出入		なし	30%		
有機化学物質	製 造			200t	特に定めなし (個別に判断)
特定有機化学物質	製 造			30t	特に定めなし (個別に判断)

4. 届出書面の基本セット

		必要書面	単位
第一種指定物質(表2剤)	製造等／使用 ※	様式第 1 7	物質ごと、活動ごと、事業所ごと
		Form 2. 2 (基本情報)	事業所ごと
		Form 2. 3 (基本情報)	プラントごと
		Form 2. 3. 1 (活動内容)	プラントごと
		Form 2. 3. 2 (生産能力)	プラントごと (生産がある場合のみ)
		Form 2. 4 (実績活動)	物質ごと
		事業所内の当該第一種指定物質の製造等施設の位置、及び事業所内の製造等設備その他の設備の位置を示す図面	事業所全体及びプラントごと
		当該第一種指定物質の製造等工程を説明した書面（製造にあっては、その製造能力の計算方法を含む。）	物質ごと
	輸出入	様式第 2 0	物質ごと、事業者ごと
第二種指定物質(表3剤)	製造 ※	様式第 1 9	物質ごと、事業所ごと
		Form 3. 2 (基本情報)	事業所ごと
		Form 3. 3 (活動内容)	プラントごと
		Form 3. 4 (実績活動)	物質ごと
		事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の位置、及び事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面	事業所全体及びプラントごと
		当該第二種指定物質の製造工程を説明した書面	物質ごと
	輸出入	様式第 2 0	物質ごと、事業者ごと

有機化学物質 (DOC)	製造	様式第 2 1	事業所ごと
	※	Form 4. 1	事業所ごと
特定有機化学 物質 (PSF)	製造	様式第 2 2	事業所ごと
	※	Form 4. 1 (上記と共通)	事業所ごと

※ 化学兵器禁止条約に基づく国際機関(OPCW)への申告用の様式です。申告しきい値(ホームページの「届出参考資料集」等をご参照ください。)を超えない場合は基本的に提出不要で様式第17、第19、第21、第22のみをご提出願います。ご不明の場合はホームページをご覧ください。どうか、上記お問い合わせ先までお問い合わせください。

(別紙)

〇〇年指定物質輸出入実績届出内訳

会社名: 届出担当者所属及び氏名: 担当者連絡先(TEL/FAX/E-MAIL):

[illegible]

(記入例)

商品名	対象物質名	CAS No.	輸出/輸入の別	最終仕向地	仕出地	経由地	本邦通関日	製品数量(kg)	濃度(%)	純分換算数量(kg)	相手国輸出入者名	相手国輸出入者住所
TEA-80	トリエタノールアミン	102-71-6	輸出	韓国	大阪(日本)	なし	2011/3/14	1,500	80	1200	○△□ Trade Corporation	TRADE BUILDING RM111, 222-3 AAA- DONG, BBB-GU, SEOUL, KOREA

※必ずしもこの様式のとおりに作成頂く必要はございません。また、試薬等用途におけるg、mgオーダーなど極少量の輸出入につきましては、本資料の添付は不要です。

上記のファイルはホームページ 2. (3) からダウンロードいただけます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html